日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 07. 03

No.14 -049

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

原告団より
夏季カンパのお願い

ＪＡＬ不当解雇撤回闘争支援団体各位

ＪＡＬ不当解雇撤回裁判原告団
乗員団長　山口　宏弥
客乗団長　内田　妙子

ＪＡＬ不当解雇撤回闘争夏季カンパに対するご協力のお願い

日頃よりＪＡＬ不当解雇撤回闘争への御支援に対し深く御礼申し上げます。

６月３日の客室乗務員裁判、５日のパイロット裁判において東京高等裁判所は東京地方裁判所の判決を上回る不当な判決を下しました。

　両判決共、更生会社であるから管財人が決めた解雇は正しいとして、原告が立証した事実と証拠を無視した不当判決でした。これでは会社更生法における再建下で行われた不法行為に対し、裁判で争うことが不可能になり、会社更生法により使用者は自由に首が切れるということになってしまいます。
　原告は上告して最高裁で闘う決意を致しました。原告はこの判決の不当性を訴え、日本中を飛び回り更なる御支援を訴えていきますが、その為には闘争財政の確立が急務となっています。

貴団体におかれましても財政面で厳しい状況とは存じますが、ＪＡＬ不当解雇撤回闘争の勝利の為に、２０１４年夏季カンパのご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

２０１４年６月

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

OB乗員有志の会カンパ口座

◇◆◇　振込先　◇◆◇

＜＜ゆうちょ銀行間の場合＞＞
ゆうちょ銀行 口座名：オービージョウインユウシノカイ
記号：10240 番号：78724991

＜＜ゆうちょ銀行以外の銀行から振り込む場合＞＞
金融機関名　：　ゆうちょ銀行
店名　：　〇二八
店番：028
普通預金口座番号：7872499

今後も

カンパ支援・取り組み参加

宜しくお願い致します

今後の日程

宣伝行動・各地集会：原告団HP日程参照

8 月 28日（木）

不当労働行為裁判　判決

東京地裁527 号法廷

14 時より